

令和6年4月30日

指定生活介護事業所 管理者 様
指定短期入所事業所 管理者 様
指定共同生活援助事業所 管理者 様
指定障がい者支援施設 管理者 様
指定行動援護事業所 管理者 様

福祉局障がい者施策部
障がい支援課長

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定における 重度障がい者支援加算の拡充等に係る取扱いについて

平素より、本市障がい福祉施策の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
標題について、令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定においては、強度行動障がい
有する障がい者等への支援体制をさらに評価することとして、重度障がい者支援加算の拡
充等、加算の新設又は見直しが行われました。

つきましては、新設又は見直しのあった加算等にかかる事業所の対応について、次のとお
りお示いたしますので、ご確認のうえご対応いただきますようお願いいたします。

記

1 概要【生活介護・短期入所・共同生活援助・施設入所支援・行動援護】

令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定（以下「報酬改定」という。）においては、
行動関連項目の合計点数が非常に高く、支援が困難な状態にある強度行動障がい者の受
け入れの拡大や支援の充実の観点から、生活介護、短期入所、共同生活援助及び施設入所
支援における重度障がい者支援加算や、行動援護における特定事業所加算などにおいて、
「行動関連項目合計点数10点以上」又は「行動関連項目合計点数18点以上」の方への手
厚い支援を評価するための加算の新設、見直しが行われました。

これら新設、見直しのあった加算等（以下「新設加算等」という。）の概要や算定要件
については、添付の「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（別紙4）」のほか、
次のURL（厚生労働省ホームページ）より、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的
に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービ
スに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年こども家庭庁・
厚生労働省告示第3号）」（以下「告示」という。）並びに「障害者の日常生活及び社会生
活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福
祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項につ
いて」（以下「留意事項通知」という。）を必ずご確認をいただきますようお願いいたします。

(参考) 新設加算等の算定要件等について

厚生労働省：令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

※告示及び留意事項通知等についてはこちらでご確認ください。

2 本市における新設加算等の取扱いについて

(1) 受給者証上の表記について

新設加算等のうち、受給者証に記載する必要がある項目について、大阪市における受給者証上の表記は次のとおりとなります。

① 生活介護

新設加算等の名称	受給者証上の表記	備考
重度障がい者支援加算(Ⅱ) (告示第6の7の2の注2)	重度支援加算Ⅱ対象者	加算の対象要件を満たす場合に印字します。
重度障がい者支援加算(Ⅲ) (告示第6の7の2の注6)	重度支援加算Ⅲ対象者	
— (告示第6の7の2の注3及び注7)	重度支援加算 (行動関連項目18点以上)	重度支援加算Ⅱ又はⅢ対象者であって、行動関連項目が18点以上である場合に印字します。

② 短期入所

新設加算等の名称	受給者証上の表記	備考
重度障がい者支援加算(Ⅰ) (告示第7の3の注1)	重度支援加算Ⅰ対象者	加算の対象要件を満たす場合に印字します。
重度障がい者支援加算(Ⅱ) (告示第7の3の注4)	重度支援加算Ⅱ対象者	
— (告示第7の3の注2及び5関係)	行動関連項目10点以上対象者	重度支援加算Ⅰ対象者であって、区分6かつ行動関連項目が10点以上である場合に印字します。
— (告示第7の3の注3及び6関係)	重度支援加算 (行動関連項目18点以上)	「重度支援加算Ⅰ又はⅡ対象者であって、かつ行動関連項目が18点以上である場合に印字します。
— (告示第7の3の注2及び5関係)	強度行動障がい児(20点以上)	重度支援加算Ⅰ対象者であって、加算の対象要件を満たす場合に印字します。

③共同生活援助

新設加算等の名称	受給者証上の表記	備考
重度障がい者支援加算（Ⅰ） （告示第15の1の6の注1）	重度支援加算Ⅰ対象者	加算の対象要件を満たす場合に印字します。
重度障がい者支援加算（Ⅱ） （告示第15の1の6の注3）	重度支援加算Ⅱ対象者	
— （告示第15の1の6の注2及び注4）	重度支援加算 （行動関連項目18点以上）	「重度支援加算Ⅰ又はⅡ対象者」であって、かつ行動関連項目が18点以上である場合に印字します。

④施設入所支援

新設加算等の名称	受給者証上の表記	備考
重度障がい者支援加算（Ⅱ） （告示第9の3の注3）	重度支援加算Ⅱ対象者	加算の対象要件を満たす場合に印字します。
重度障がい者支援加算（Ⅲ） （告示第9の3の注7）	重度支援加算Ⅲ対象者	
— （告示第9の3の注4及び注8）	重度支援加算 （行動関連項目18点以上）	「重度支援加算Ⅱ又はⅢ対象者」で、かつ行動関連項目が18点以上である場合に印字します。

⑤行動援護

新設加算等の名称	受給者証上の表記	備考
— （告示第4の1の注6）	行動関連項目18点以上対象者	行動関連項目が18点以上である場合に印字します。

（2）受給者証の読み替えについて

令和6年4月1日以前に発行済みの受給者証に記載されている次の表記については、今回の報酬改定に伴い名称が変更となっておりますので、次のとおり読み替えによりご対応いただきますようお願いいたします。

①短期入所

従来表記	読み替え（R6.4.1～）
重度障がい者支援加算	重度支援加算Ⅰ対象者

②施設入所支援

従来の表記	読み替え (R6. 4. 1～)
重度支援 (身体・基本) 加算対象者	重度支援加算 I (基本) 対象者
重度支援 (身体・重度) 加算対象者	重度支援加算 I (重度) 対象者

③共同生活援助

従来の表記	読み替え (R6. 4. 1～)
重度障がい者支援加算対象者	重度支援加算 I 対象者
強度行動障がい者重度障がい者支援加算	重度支援加算 II 対象者

(3) 廃止された加算について

次の加算については、今回の報酬改定に伴う加算の新設・見直し等に伴い、令和6年3月31日をもって支給決定しないこととなりました。つきましては、令和6年4月サービス提供分以降に、誤って請求しないようご注意ください。

サービス	受給者証上の加算名称
生活介護	重度障がい者支援加算対象者
短期入所	重度障がい者支援加算 (強度行動障がい)

2 本市における対応について

上記2(1)に記載の各サービスにおける新設加算等の対象要件を満たす方については、各区保健福祉センターにおいて支給決定を行い、順次利用者の方へ受給者証を交付する対応を行っているところですので、利用者の方から受給者証の提示がありましたら、内容をご確認ください。

3 報酬の請求について

今回の報酬改定においては、改定内容が複雑、広範にわたることや、対象となる利用者が多くあること等のため、受給者証の発行に時間を要しております。

各区保健福祉センターでは、利用者の方へ順次受給者証の発行・送付を行っているところですが、障がい支援区分認定の手続きを中である等の理由により、受給者証の発行が遅れることもございます。こうした場合、翌月以降に過誤申立てによる請求等が必要となることも想定されるため、ご迷惑をおかけいたしますが、各事業所におかれましては、何卒御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

大阪市福祉局障がい者施策部障がい支援課
TEL : 06-6208-8245
FAX : 06-6202-6962